

第2回（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会での主な意見と対応案

1 現状・課題と策定の方向性

	意見要旨	対応（案）
1	量的拡大から質とすると、議論が単純化されてしまう。必要不可欠でなければ、地域特性、緑・水でも維持、創出とし、それによる地域らしさ、魅力、安全の向上という、方針1から方針4の地域の魅力や安全などの言葉が入っていた方が、より具体性があり整合もするのでは。	全体的な方向性について、「量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行」に改めました。（資料1-2）

2 区民アンケート／小中学生アンケート

	意見要旨	対応（案）
結果や地域特性の分析		
2	全体の平均に対する特徴的な回答を特化率という指標で出すことが可能。どの地区でどの評価が低く、どの地区で高いのかを見ることで、エリアごとの施策の仕分けにつながっていくのではないかと。	「資料2 区民アンケート分析結果」においてアンケート結果を分析・整理し、「資料3 目標に対する指標、配置方針など」の配置方針に反映しました。
3	水上利用に関する質問が少ないので、社会実験を通じてデータを取り分析した方がよい。	「資料2 区民アンケート分析結果」において11月～12月に実施した社会実験で行ったアンケート結果も含め、水辺に関する利用ニーズを分析しました。
4	大人が緑に触れる機会が無いことについて、今後どのようにしていくかを考えなければいけない。	「施策4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進」「施策4-2 未来の担い手づくり」に、大人も含め、緑・水辺の利用、活動体験につながる場や機会づくりの取組を盛り込みます。 （資料4 個別施策の検討（2） p.11-12）

3 将来像、目標、方針など

	意見要旨	対応（案）
将来像・目標		
5	全体的に行政主導な感じがする。皆で進めるという方向性の言葉で表現されるべき。記載順を変えるなど、逆の方向性から考えてもいいのではないかと。	将来像での「みんなではぐくむ」が読者に伝わるよう、方針4の説明文を全体的に見直しました。（資料4 p.10）
方針		
6	方針1に花いっぱいのもちづくりを位置付けるのであれば、方針1の下の2行の説明文の中に花というキーワードが明解に出てくる必要があるかもしれない。	「花いっぱいのもちづくり」に取り組んでいくことを、方針1の方向性を示す文章に明記しました。（素案（案） p.30）
7	方針2の水辺づくりに、「河川」という言葉も入れたほうがよい。また、レクリエーションやレジャー、スポーツなどのキーワードも入れた方がよい。	区の特徴の一つである河川・水辺を～に表現を見直しました。 （資料1-3 個別施策の検討（2）） （素案（案） p.30、44）

	意見要旨	対応(案)
8	方針4「緑・水辺でつなぐ人づくり」は「まちづくり」ではないか。緑・水辺を生かしたまちづくりがあり、その中に人づくりがあるのではないかと思う。国交省が示した「まちづくりの場として公園や緑を捉えて、新しい仕組みと担い手を拡大する」という考え方を全体にちりばめていくことを考えると、方針4にまとめてしまわない方がいいのではないか。	人づくりとまちづくりが相互に連携して取組を広げていくことを趣旨とし、方針4の説明を全体的に見直しました。 (資料4 p.10)
施策体系		
9	「地域特性に応じて」を全体のフレームでどのように表現するのか。施策は、地域ごとに強弱がある。エリア分けを横に並べて施策の強弱を表現し、この土地利用用途であれば、特にこの施策を頑張るなど分かりやすくして、地域特性に応じて、できることに見合った施策を行い、安心や魅力を高めることを強調してもいいのかもしれない。	配置方針図の④「土地利用の特性を踏まえ緑の保全・創出を図るエリア」の記載について、取組の方向性が伝わるよう凡例の記載を見直しました。(資料3 p.14)
配置方針		
10	自然環境の生きものの生息・生育環境の維持・保全の部分は水辺についてしか書いていないが生きものは水辺だけにいるのではなく、その周辺の緑地はコリドーやエコロジカルネットワークのコアをつくるために必要。そこの部分を盛り込む必要がある。	配置方針「①区全体をつなぐ水と緑」の説明として、水と緑のネットワークをつくっていくことで、生きものの生息・生育環境の保全を含む、緑・水辺の機能を発揮させていくことを記載しました。 (資料3 p.14)
11	中川と新中川の合流地点は拠点として重要。目立つ印を付けておいたほうがよい。	水と緑の拠点が目立つよう、配置方針図全体の表現を調整しました。(資料3 p.14)
12	広域拠点は主に駅前だと思うが、緑の基本計画で考えると、緑化の拠点という考え方があってもいい。	広域拠点を「緑豊かな街並み形成を目指す駅前拠点」としました。(資料3 p.14)
13	様々なデータを重ね合わせて、フィジカルに見たときの緑の特性と、住民が考える認識としての緑の整合を明らかにし、オリジナルな配置方針を示せるような分析をしてほしい。	地区ごとの緑被率、区民意識の対比(資料2 P.4)を踏まえ、配置方針図の④「土地利用の特性を踏まえ緑の保全・創出を図るエリア」の区分を見直し、金町・新宿地区に当たる部分を「緑を維持、育成し、緑の豊かさを感じられる住宅地を目指すエリア」としました。(資料3 p.14)
14	エリア説明について、どのような緑のあり方を目指すべきかというエリアの目標を交えた形で書いたほうがよい。	配置方針図の④土地利用の特性を踏まえ緑の保全・創出を図るエリアの記載を見直しました(資料3 p.14)。

4 個別施策の検討（1）

	意見要旨	対応（案）
全般にかかるご指摘		
15	現在行っている施策や事業を仮の施策の下にぶら下げて説明したほうがいいのか。	内容を具体的に議論できるよう、個別施策の検討に関する資料に、現状、区民ニーズ、既存の取組等と、それらから整理した課題のまとめを記載する形で、資料構成を見直しました。（資料1-3、資料4）
1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用		
16	年寄りが散歩して、疲れたときに休むポケットパークのようなところにこそ、木陰ができる木が必要。	整備の際に木陰を形成する植栽の検討を行うことについて記載しました（素案（案） p.39）
17	アンケートでは、中学生の公園利用頻度が小学生と比較して少ない。本区の公園にアスレチックなどの施設があまりないことが要因の一つではないか。	「取組の方向性【1】 取組③ 徒歩圏を考慮した公園の適正配置」において、公園間の機能分担により小規模公園で様々な利用ニーズに応えていくことを記載しました。（素案（案） p.36）
18	遊具のブッキング、小学生が複数いる公園に小さい子は連れて行けない、また、その逆の現象が起きる。例えば、小さな公園で年齢層ごとに対象を分けるとよいのではないか。	
19	川崎市において公園を扱う際のスターターブックを発行した事例を取り上げていただきたい。	「資料4 個別施策の検討（2）」の方針4の施策の参考事例として掲載しました。
20	水元公園が大きな魅力として区民にとらえられているが、都立公園なので東京都とどのように協働していくかも考えなければならない。	現在の水元公園の活用状況、「水元公園マネジメントプラン（東京都）」を踏まえ、今後の取組を記載しました。（素案（案） p.37）
1-2 まちづくりを通じた緑の創出		
21	気候変動適応の観点からの緑化や樹冠被覆の向上をどこかに入れておいたほうがいい。おそらく、葛飾区の特徴から公共の面的な緑でなければ樹冠が増やせない。まずは公共で増やす必要がある。難しいかもしれないが、河川敷にきちんと樹木があるという状態を目指すべきであり、公共空間の緑の中に入れておいてほしい。	素案（案）「第1章 計画の基本的事項」の「3 対象とする緑・水辺と役割」の中の「（2）緑・水辺の役割」において、緑陰の形成による暑熱緩和、雨水の貯留・浸透による流出量の調整など、気候変動適応につながる観点を反映しました。（素案（案） p.3）
22	広い意味でのグリーンインフラの考え方を広めていくためのガイドラインや緑化計画が必要。生物多様性に限ってなら、港区の生物多様性緑化ガイドが充実している。そのようなグリーンインフラの機能を生かすためのガイドラインは、指導において有用であることに加え、区民の普及啓発、セミパブリックな場所での緑化にもつながっていく。	「取組の方向性【1】 取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出・保全」に位置付ける、グリーンインフラの取組に関する手引き作成を通じて包括的に進めてまいります。（素案（案） p.38）
23	各種認証制度の例に、自然共生サイトを加えるべき。	「取組の方向性【1】 取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出・保全」において、認証制度の例に自然共生サイトを加えました。（素案（案） p.38）

	意見要旨	対応（案）
24	都心のビルは壁面緑化が進んできている。葛飾区でもビルを建てたときに生かしてもらえるといいと思う。	「取組の方向性【1】取組① 市街地整備と連携した緑・オープンスペースの確保・創出」において、駅周辺の開発などを捉えて誘導していくことを記載しました。（素案（案）p.38）
1-3 魅力ある小さな緑の創出		
25	小さな緑の創出の下に、区の重要プロジェクトである花いっぱいのもちづくりを置くのは無理がある。花いっぱいのもちづくりは小さな緑の創出だけを目指しているものではない。施策として独立させるか小さな緑という言葉の使い方を施策以下のところで工夫するかが必要。	「花いっぱいのもちづくり」に取り組んでいくことを、方針1の方向性を示す文章に明記しました。（素案（案）p.30）
26	小さな緑の創出に、自然の生物多様性やコミュニティーなどの方向性をうまく取り込んでいけるとよい。	「取組の方向性【2】取組② 地域ぐるみの緑化活動への支援」の中で、取組を進めること期待する効果として記載しました。（素案（案）p.41）
27	世田谷区のひとつばみどりは非常に良い取組で分かりやすい。葛飾区では花の話が重要。花を狭小なスペースだとしても植えていくことに対する支援があるとよい。	「取組の方向性【1】取組① 民有地における小さな緑の創出支援」の中で、小さなスペースを活用して花や緑を育てる手法、事例などを区民、事業者へ情報提供し、取組の普及していくことを記載しました。（素案（案）p.40）
1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全		
28	保存樹木の落ち葉の掃除が大変。区民参加による保全の支援と書かれているが、そのようなことをもう少しシステムの的にしてもらえるとよい。	「取組の方向性【2】取組② 樹木・樹木の保全を支える機運の醸成」において、落ち葉清掃ボランティアなど、区民参加により樹木・樹木の保全を支援する取組を進めていくことを記載しました。（素案（案）p.43）
29	資源循環もこれから重要なファクターになる。	「取組の方向性【2】取組② 樹木・樹木の保全を支える機運の醸成」に、資源循環の観点で落ち葉を有効活用していくことを記載しました。（素案（案）p.43、p.50）
30	農福連携というキーワード、食育の観点も入るとよい。	農福連携については、「取組の方向性【1】取組① 各種制度を活用した農地保全」に、関係機関と情報共有を図りつつ研究を進めていくことを記載しました。食育については、「取組② 区民が農とふれあう環境づくり」の中に反映しました。（素案（案）p.42）

	意見要旨	対応（案）
31	農地は、相続等によりどうしても減少せざるを得ないのが現状。農地に関して一定の縛りがある中で営農活動をしており、農の風景育成地区の検討など新しい情報が入ると、より農家を苦しめることになってしまうのではないかと危惧する。	農の風景育成地区については、営農を継続していただきながら、農地の活用を通じた営農者と地域住民との交流、相続等の際に緑地として保全することを趣旨として、検討を進めてまいります。（素案（案）p.42）
2-1 水辺に親しめる空間の充実		
32	荒川河川敷はよく利用されているが、グラウンドとしての利用だけで、緑が生かされていない。グラウンドも重要だが緑を生かせる形での河川敷整備が必要。	「取組② レクリエーション活動の拠点機能の充実」に様々なレクリエーション活動に活用していくことを記載しました。（素案（案）p.44）
2-2 水辺空間の活用		
33	船着場について、整備、取組内容をもう少し具体的に書いたほうがよい。	「施策2-2 水辺空間の活用」の取組の方向性【2】水辺空間の活用 取組①に記載しました（資料3 P.14）（素案（案）p.45）
2-3 水辺の自然環境保全		
34	水辺づくりにおける生物多様性のみの記載だが、他の場所にも入れていく必要がある。ネイチャーポジティブの時代になり、他の先進都市でも自然環境保全が第一に来ている。しっかり盛り込んでいただきたい。	緑化、緑地保全に取り組むことが、地域の生物多様性につながることを、素案（緑の役割の項）、各施策の説明の中で示してまいります。（資料3 P.14）（素案（案）p.3）
35	水辺とほとりをうまくつなぐように取り込んでほしい。ここの取組の方向性の中に、ガイドラインを作ることも入れてほしい。	「施策1-2 まちづくりを通じた緑の創出」の「取組の方向性【1】取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出」に位置付ける、グリーンインフラの取組に関する手引き作成を通じて包括的に進めてまいります。（素案（案）p.38）

1 計画の基本的事項

対象 ○樹林地、草地、水辺、農地、これらに類するもの
○上記と一体となって良好な自然的環境を形成しているもの

計画期間 令和8（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間
進捗状況の確認・評価、社会経済状況の変化、上位計画の動向等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを実施

現行計画策定時(H11)の背景と計画の概要

社会背景

- 緑の基本計画の法制化(H6)
- 環境問題や阪神・淡路大震災(H7)を背景とした緑とオープンスペースへの関心の高まり
- 自然との共生、高齢化社会等の動向を背景とした緑とオープンスペースへのニーズの多様化

緑とオープンスペースの概況

- 区民一人当たりの公園面積 3.3㎡
※ 値はすべてH10時点
- 確保すべき緑地面積 区全体の23%
- 緑被率 14.5%

課題

- 都市公園等の量的不足と配置的偏り
- 河川の保全と親水性の向上
- 水元公園等の区を代表する公園の機能充実
- 市街地における緑の創出
- 農地や樹林地等の適正な保全
- 避難場所や避難経路となる緑地の確保
- 区民の緑づくりへの支援や誘導

基本方針と将来像

【基本方針】

- まちづくりと一体となった緑づくり
- オープンスペースの適正な確保
- 河川等を活用した葛飾らしい緑づくり
- 区民・事業者と行政による緑づくり

【将来像（計画のテーマ）】

すてきです！
せせらぎ やすらぎ 豊かな緑

2 現状と課題

(1) 国・東京都・区の動向

- 国・東京都 ○量的拡大から、緑・公園・水辺を守り活かすステージへ
例) グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、多様な担い手による都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用等
- 区 ○自然災害に対応したまちづくり ○水辺の活用
○気候変動への適応 ○生きものとの共生
○緑・水辺の適正な管理・改修 ○花いっぱいのもちづくり

(2) 区の概況

- 【人口】人口減少・少子高齢化の進展
- 【地勢】浸水リスクや地震に対する危険度の高い地域特性を踏まえ、防災・減災に資する緑と水辺の確保が重要

(3) 緑・水辺の現状

- 緑の量 ○現行計画策定時から、緑被率・緑被面積、都市公園等の面積、区民一人当たりの公園面積は増加
- 緑被率は地域差が大きく、緑被地が少ない地域においては樹木の育成、樹木1本といった小規模な緑化を進めることが重要
- 緑の保全 ○保存樹木の減少(1445本(H10)→1175本(R5)約19%減)
- 生産緑地地区の減少(約32ha(H10)→約24ha(R5)約25%減)が進行、保全が必要
- 風致地区の一部には、農地の減少、敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大差がない場所もあり、詳細な現状把握に基づく対応策の検討が必要
- 緑化 ○公園の約半数が開園後40年以上経過、施設の老朽化対応が必要
- 街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化しており対応が必要
- 緑化計画の届出は区内の緑の創出に大きく貢献
グリーンインフラの取組である雨庭など、緑化と雨水流出抑制の連携による緑化という観点も重要
- 水辺 ○自然保護区域や自然再生区域などの水辺は、生物多様性の観点から重要な拠点であり、継続的な取組が必要
- まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、区の資源である水辺を安全に親しめる空間として活用
- 区民の活動 ○花いっぴいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民協働を幅広く展開
- 担い手の高齢化対応として、活動継続のための環境づくりや参加者のすそ野の拡大が必要

(4) 課題

- ① 緑・水辺に関わる国・都の動向への対応
持続可能な地域づくりに向け、緑・水辺を守り活かすことが重視されつつあり、これに対応する取組の充実が必要
(グリーンインフラ、Well-being、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用など)
- ② 緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出
農地、保存樹木などの保全が必要
地域特性に応じた緑の創出が必要
- ③ 区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用
葛飾らしいまちづくりに向け、地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題解決への緑・水辺の活用が必要
- ④ 施設の老朽化や樹木の適切な管理
公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要
街路樹、公園樹木の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要
- ⑤ 少子高齢化、生活スタイルの多様化を踏まえた協働の促進
緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識や生活スタイルの変化を捉えた協働施策の展開が必要

3 方向性

<全体的な方向性>

量的拡大から
地域特性に応じた
緑・水辺の維持・創出による
地域らしさ、魅力、安全の向上
を重視する段階への移行

○地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出に取り組むとともに、蓄積したストックの活用につながる取組の充実を図る

<特に重視する視点>

- ① まちの魅力となる緑の創出・活用
身近な公園をはじめ、区民に身近な緑空間の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用の促進
- ② 水辺の保全・創出・活用
健康増進や都市の快適性につながる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進
- ③ 防災性向上に寄与する緑・水辺の確保
防災活動拠点となる公園の機能充実、浸水被害軽減につながる緑・水辺の整備
- ④ 既存ストックの適切な管理・更新と貴重な緑・水辺の保全
公園や河川等、施設の老朽化対策及び植栽の適切な管理・更新
都市農地や保存樹木などの保全

⑤ 緑・水辺を守り育て、活用する担い手の拡大

個別施策の検討（1）

第2回(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン
策定委員会での意見を反映
(赤字部分及び各取組における課題を簡潔にし、現状などの資料を追加)

方針 1

地域の魅力を高める緑づくり

(1) 施策の考え方

方針1

地域の魅力を高める緑づくり

公園の整備や管理、道路をはじめとした公共施設の緑化やまちづくりを通じた緑の創出、**花いっぱい**のまちづくり活動、都市農地の保全・活用などに区民、事業者とともに取り組み、まちの魅力を高めていく。

現状・課題を踏まえ重視する視点
(関連事項抜粋)

- 身近な公園をはじめ、区民に身近な緑の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用の促進
- 地域特性に応じた緑の創出
- 都市農地や保存樹林などの保全
- 葛飾らしいまちづくりに向けた緑の活用

第1回策定委員会意見

- 庭や昔からの園芸的な身近な植栽など、量だけでは判断できない地域らしい緑、地域ごとの特徴を生かした緑の創出が必要

施策

1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進めるとともに、地域住民の意見を取り入れながら、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営、活用を、地域住民をはじめとする様々な主体と連携して進めていく。

1-2 まちづくりを通じた緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や集合住宅の建設に際した緑・オープンスペース確保の誘導、公共施設や幹線道路の緑化を通じ、緑豊かな街並みの形成、居心地が良く歩きたくなるまちづくりにつなげていく。

1-3 魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、住宅や店の軒先、空き地のほか、建物の屋上・壁面の緑化など、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていく。

1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全

多様な機能を有する都市農地や良好な都市環境、景観形成につながる樹木・樹林を保全する各種制度の活用により、所有者を支援するとともに地域住民が農や樹木・樹林にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていく。

(2) 各施策と取組の方向性

1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

課題

公園の適正配置による歩いて行ける身近な公園の充足が必要

公園の質の向上が必要

既存の公園・児童遊園の計画的な改修（リニューアル）が必要

利用者ニーズを踏まえた公園づくりが必要
（のんびりと落ち着いて過ごせる公園、木陰をつくる大きな樹木のある公園など）

取組の方向性

①身近な公園の魅力アップ

【方向性】 区民に身近な公園については、実情を踏まえ地域住民の意見を取り入れながら、より質を重視した利用しやすい場としていく。

- 【取組（案）】
- 誰もが利用しやすい公園づくり
 - ・公園等の計画的な改修を通じた魅力づくりと利用環境の向上
 - ・多様な利用者に配慮した**安全・安心**な公園づくり
 - 多様な主体による公園の利活用促進
 - ・（例）利用者ニーズを掘り起こす実験的な利用の促進、利活用の手引きの作成
 - ・（例）地域主体の公園利用、ルールづくりの促進
 - 徒歩圏を考慮した公園の適正配置
 - ・公園等が不足する地域における新たな適地の確保
 - ・大規模な土地利用転換などの機会を捉えた公園等の確保
 - ・（例）小規模・不整形な公園等の改良、機能分担による小規模公園の活用

②特色ある公園づくり

【方向性】 比較的規模の大きな公園や広域から人が集まる、特徴的な施設を有するなどの特色ある公園については、地域特性や利用者ニーズに応じた整備を図る。

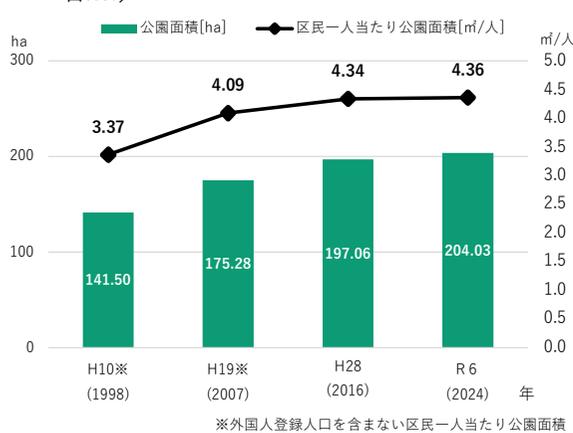
- 【取組（案）】
- 特色ある公園の整備、改修
 - ・インクルーシブな遊び場づくりなどの検討
 - 民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討
 - ・（例）指定管理者制度、Park-PFI制度の活用検討

公園に関連する資料

1 葛飾区の現状

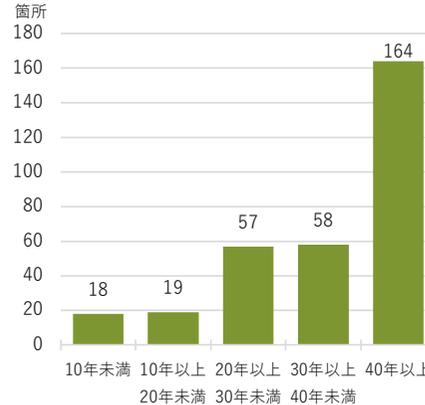
◇区内の都市公園等は、317箇所、総面積204.03ha（現行計画策定時から、35箇所、62.53ha増加）

◇区民一人当たりの公園面積は4.36㎡（現行計画策定時から約1㎡増加）



公園面積、区民一人当たり公園面積の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）
葛飾区公園課資料を基に作成



開園からの経過年数ごとの公園等(区立)箇所数

出典：葛飾区公園課資料を基に作成

2 区民のニーズ（アンケート結果※）

◇公園は、世代を問わず日常の中で緑を最も身近に感じる場所

◇身近な公園に望むことの上位

- 「静かで落ち着いている」
- 「木陰をつくる大きな木がある」
- 「大きな広場がある」

◇区に期待する取組（公園）の上位

- 「古くなった公園をリニューアルする」
- 「歩いて行ける身近な公園を増やす」
- 「木陰をつくる大きな樹木を増やす」

◇小・中学生が公園でしてみたいことは、のんびり過ごすこと（読書や音楽・動画鑑賞、ピクニック、散歩など）

※ 水と緑に関するアンケート（令和6年12月実施）

3 既存の主な取組

- ・地域特性や利用者ニーズを踏まえた、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する、地域に必要とされる公園の整備
- ・公園の適正配置による身近な公園の充足
- ・密集市街地における公園整備の促進
- ・大規模な土地利用転換などの機会を捉えた、一定規模の公園等の確保
- ・既存の公園・児童遊園の計画的な改修
- ・公園、水辺・水面などの公共空間を活用した「賑わいづくり」

【参考】利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の促進、利活用の手引きの作成

【事例】江戸川区「みんなのこうえん」

- ◇ 身近な公園が「地域の庭」のようになってほしいという思いから、自由な発想でもっと楽しく公園を使う、地域のみなさんが「ゲスト」から「キャスト」になって利活用を企画する「みんなのこうえん」に取り組んでいる。
- ◇ 地元の公園やいつも使っている公園をよりよくしたい!という気持ちを持つ人、個人・グループ・教育機関・事業者等、公園を利活用してコミュニティの場を広げたい人を対象とし、江戸川区の担当係が企画の実現をサポートする。



出典：江戸川区ホームページ



【事例】戸田市「公園リニューアル計画社会実験」

- ◇ 公園の賑わいを促進し、公園を使いこなす方策として「利用プログラム」を導入することとしている。
- ◇ 活動主体の掘り起こしやニーズ把握のため、活動の拠点を公園に広げたい、公園を活用して事業を行ってみたいなど、公園活用の提案を幅広く募集し、市内の公園で社会実験を行う取組を令和4・5年度に実施した。
- ◇ 今後は条例に基づいた公園の利活用を進め、継続的な賑わいの創出を目指すとしている。

【社会実験の例】

公園アートプロジェクト TODArt.Park

トダアートラボ会員や活動に賛同してくれたアーティスト等がファシリテーションを行いながら、市内の公園で5つ以上のアート内容を展開し、参加者にアート体験を提供



みんなで作るイルミネーション「トダイルミ」

2か所の公園でイルミネーションの設置、点灯を実施。うち1か所では、定期イベント（マルシェ）も開催

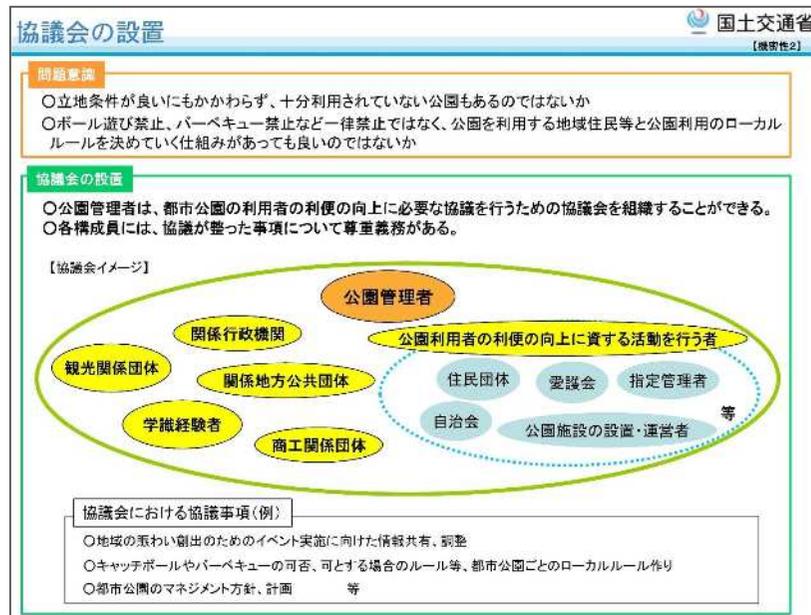


出典：戸田市ホームページ

【参考】地域主体の公園利用、ルールづくりの促進

【事例】公園の活性化に関する協議会

- ◇ 平成29年の都市公園法の改正によって創設された制度。
- ◇ 公園管理者が公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うため、自治会などの地域関係者と協議会を組織し、公園独自のルールづくりなどを行い、公園の有効活用に取り組む。



出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」

【身近な公園における協議会設置事例】

いわき市 大工町公園

公園の再整備に併せて、まちなかの憩いの空間として人々が集い、市街地活性化のきっかけとなるよう、市と地域の関係者が合同で管理運営する公園協議会を設置し、管理・活用を進めている。



出典：いわき市ホームページ

【事例】船橋市「ボール遊びのできる公園の検討」

- ◇ 市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という中学生からの提案を受け、平成27年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- ◇ 平成28年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、令和元年度から本格実施。

取組内容

【試行事業】

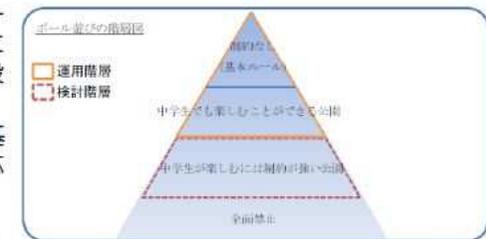
- 公園の形、広さ、施設の状況等異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査し、下記の事項を検証

【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- 公園に合ったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

【運用】

- 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を階層に分けて抽出(右の図の「運用段階」の公園)
- 可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定
- ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用



出典：「公園でのボール遊び事業平成30年度実施報告書」

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料
【事例編】

【参考】小規模・不整形な公園等の改良、機能分担による小規模公園の活用

【事例】新宿区みどりの基本計画

- ◇ 施策例の一つに「小規模・不整形な公園の改善」を掲げ、「使いやすさや安全性の向上を図るため、隣地の取得を検討し、敷地の整形化と改善をすすめる」としている。

出典：新宿区みどりの基本計画

【事例】墨田区公園マスタープラン

- ◇ 新たな公園用地を確保する取組の一つとして、既存公園の隣接地を取得することによる公園の拡張を、機会を捉えて進めるとしている。



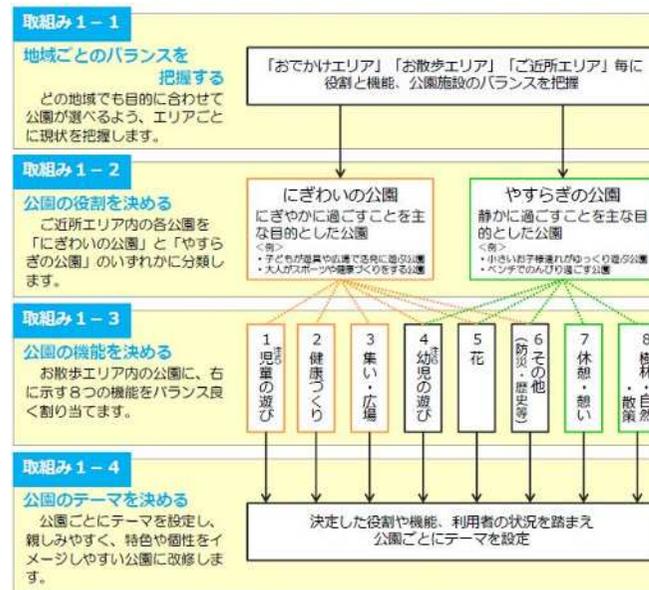
既存公園隣接地を買収して公園拡張した例
(東向島北公園 左：買収前 右：買収後(整備後))

出典：墨田区公園マスタープラン

【事例】機能分担による小規模公園の活用 「足立区パークイノベーション」

- ◇ 利用圏域の異なるエリアを3つ設定し、大型遊具、砂場などの適正配置を進めるとともに、役割と機能を各公園に割り振り、目的に合わせて公園を選択できるよう改修を推進。
- ◇ 具体的には、公園の役割を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大別し、異なる機能をもつ公園をバランスよく配置。

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】



■イメージ ※公園の面積に応じて、複数の役割・機能を担う場合があります。



出典：足立区パークイノベーション推進計画

【参考】指定管理者制度、Park-PFI制度の活用検討（都市公園における官民連携手法）

指定管理者制度

- ・ 地方公共団体が指定する者（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度
- ・ 都市公園においては、一般的に、新たな公園施設の整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を民間事業者等に行わせる手法であり、性能発注、一定期間にわたる業務期間、包括的な業務実施等による住民サービスの質の向上と行政の経費節減が制度活用のメリットとして挙げられる



設置管理許可制度

- ・ 都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置、管理を許可できる制度
- ・ 施設の設置管理を申請する者は民間事業者に限らず、町内会等多様な主体が想定される



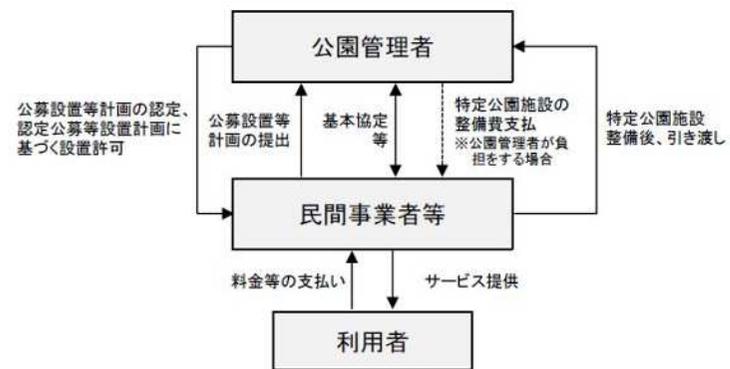
PFI事業

- ・ PFI法の手続きに則り民間事業者を選定し、民間資金等を活用し、公園施設の整備・運営維持管理を民間事業者を実施させる手法



Park-PFI事業

- ・ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度



(2) 各施策と取組の方向性

1-2 まちづくりを通じた緑の創出

課題

緑化計画書制度の適切な運用の
継続

国の動向を踏まえた、緑の機能を
生かした質の高い緑化の誘導
(グリーンインフラの実装等)

道路沿いや駅前における緑の充
実、木陰をつくる大きな樹木の
育成

取組の方向性

①開発、建築における良質な緑の創出

【方向性】 大規模な土地利用転換を伴う開発や宅地開発、集合住宅や一定規模以上の敷地における建設等に際し、都市開発諸制度や各種制度の運用を通じ、まちの魅力となる緑とオープンスペースの創出を促す。

【取組(案)】●市街地整備と連携した緑・オープンスペースの確保・創出

- ・市街地開発事業、宅地開発指導等による緑・オープンスペースの確保
- ・地区計画や緑地協定制度を活用した緑の創出

●緑化計画等による質の高い緑の創出・保全

- ・緑化計画の運用
- ・(例) 手引き等によるグリーンインフラの実装促進
- ・(例) 良質な緑の確保につながる各種認証制度(優良緑地確保計画認定制度、江戸のみどり登録緑地制度、自然共生サイト等)の普及
- ・風致地区内における制度の歴史・目的や効果の周知、あり方検討

②公共空間の緑化

【方向性】 公共空間(公共施設、道路)において、緑豊かな街並みの形成につながる緑化に率先して取り組む。

【取組(案)】●公共施設の緑化

- ・新たに整備・改修する学校など、公共施設における連続性のある緑地空間の創出

●緑のネットワーク形成

- ・樹木の健全育成、街並み景観の向上、樹冠の形成などに配慮した幹線道路の緑化
- ・緑豊かなコミュニティ道路、緑道の修景整備
- ・ポケットパークなどへの植栽検討

まちづくりにおける緑化に関連する資料

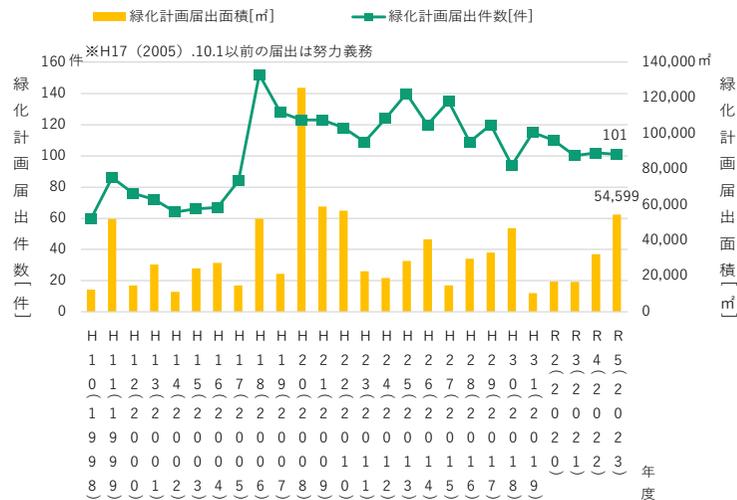
1 葛飾区の現状

◇緑化の推進及び良好な環境の実現のため、300㎡以上※1の敷地内で建築行為等を行う場合に、緑化と緑化計画の届出を義務付け※2。

※1 国及び地方公共団体が有する敷地は250㎡以上

※2 葛飾区緑の保護と育成に関する条例

◇現行計画策定時から、令和5年度までに86.7haの緑地が創出（計画届出面積ベース）



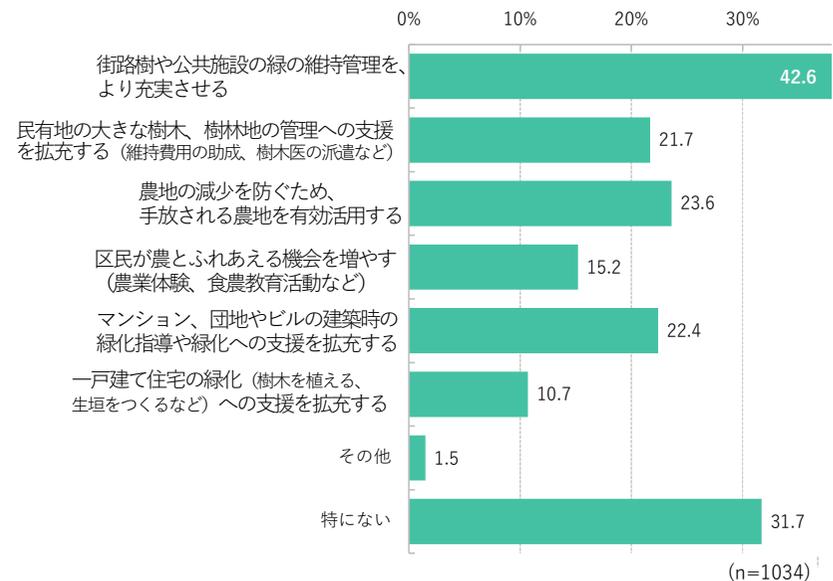
緑化計画の届出件数、面積の推移
出典：葛飾区環境課資料を基に作成

2 区民のニーズ（アンケート結果）

◇今後増やしていく必要があると感じる緑は「公園の緑（33.6%）」に次いで「道路沿いの緑（32.3%）」「木陰をつくる大きな樹木（22.9%）」「駅前緑（21.0%）」が多い。

◇区に期待する取組として、「マンション、団地やビルの建築時の緑化指導や緑化への支援を拡充する」にも一定のニーズ（「特になし」を除き、3番目に多い）。

区内の緑に関して区役所に期待する取組（3つまで選択）



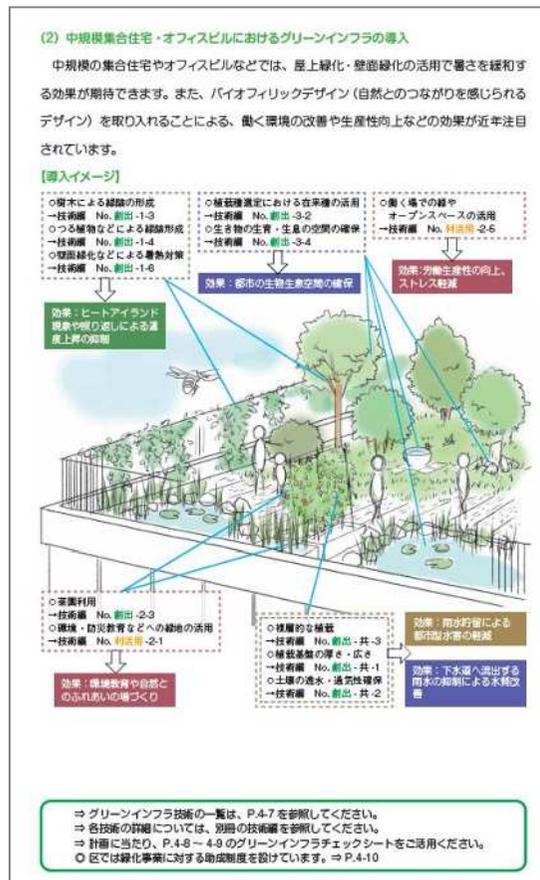
3 既存の主な取組

- ・21の地区計画（うち1地区は東京都決定）を定め、公園、広場等の地区施設の整備、緑化を推進
- ・「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づく緑化計画書制度、工場立地法に基づく届け出により、緑地の確保、緑化を誘導
- ・都市計画道路の整備にあわせ、道路緑化を実施
- ・「葛飾区街路樹管理計画（平成30年）」を策定し、適切な管理を実施

【参考】手引き等によるグリーンインフラの実装促進

【事例】中央区「グリーンインフラガイドライン」及び「グリーンインフラチェックシート」

- ◇ 緑地の創出や維持管理にあたり、水と緑の多様な機能を活用するグリーンインフラの導入を推進するため、「中央区グリーンインフラガイドライン」を策定。
- ◇ 中央区花と緑のまちづくり推進要綱に基づき、令和5年3月1日から、敷地面積200㎡以上の建築計画については、グリーンインフラチェックシートの提出を義務付け。



中央区グリーンインフラガイドライン

出典：中央区ホームページ

(記入例)

敷地面積200㎡以上1,000㎡未満の建築計画用

第2号の2様式甲（第7条の2関係）

敷地面積が1,000㎡以上の場合は第2号の2様式乙を使用してください。 年 月 日

グリーンインフラチェックシート【 計画 ・ 完了 】

(宛先) 中央区長

[事業者] 〒○○○-○○○○ (代理人) 〒○○○-○○○○

住 所 東京都○○区○○丁目○○番○号 住 所 東京都○○区○○丁目○○番○号

氏 名 ○○○○ 代表取締役社長 ○○○○ 氏 名 ○○○○ 代表取締役 ○○○○

電話番号○○-○○○-○○○○ 電話番号○○-○○○-○○○○

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 担当者氏名 ○○ ○○

建設の名称 ○○○○○計画

所 在 地 中央区築地○丁目○番○号

建設の用途 事務所、店舗 敷地面積 500㎡

【創出】

基本指針1: 居心地がよく歩きたくなる水と緑にかこまれたまち

機能：良好な景観形成

創出-1-1 植栽種選定における地域の文化

その他 ()

機能：暑熱対策

創出-1-3 樹木による緑陰の形成

創出-1-4 つる植物などによる緑陰形成

創出-1-6 壁面緑化などによる暑熱対策

創出-1-7 換気システム設備による暑熱対策

その他 ()

基本指針2: 水と緑を楽しみ、魅力とにぎわいにあふれたまち

機能：人の集う場・活動の場

創出-2-3 築園利用

その他 ()

基本指針3: 水と緑を守り、賢く環境共生型のまち

機能：都市の水管理

創出-3-1 レインガーデンなどの設置

その他 ()

機能：都市の生物多様性確保

創出-3-2 植栽種選定における在来種の活用

創出-3-3 生態系被害防止に配慮した植栽種選定

創出-3-4 生き物の生育・生息空間の確保

その他 ()

基本指針4: 緑を支える防災・減災のまち

機能：防災・減災

その他 ()

共通事項

機能：共通事項

創出-共-1 植栽基盤の厚さ・広さ

創出-共-2 土壌の透水性・透気性確保

創出-共-3 複層的な植栽（中高木層・低木層・草本層の確保）

その他 ()

備考 詳細シート（第2号の2様式丁）、案内図、概要書、チェックした項目の位置を記載した緑化計画平面図を添付してください。

グリーンインフラチェックシート

【参考】良質な緑の確保につながる各種認証制度（1）

◇ 良好な緑地の確保と維持に関する取組を認証する制度として、国や東京都、公益法人、民間団体等により様々な制度が運用されている。

制度 【運営主体】	概要
<p>TSUNAGU (優良緑地確保計画認定制度)</p> <p>【国土交通省】</p>	<p>都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。</p> <p>【対象事業】 新たに緑地を創出・管理する事業と既存緑地の質の確保・向上に資する事業</p> <p>【対象主体】 民間事業者等（地方公共団体も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる土地の地権者 ・ 地権者から同意を得て事業を行う者 <p style="text-align: right;">出典：TSUNAGUホームページ</p>
<p>SEGES (社会・環境貢献緑地評価システム)</p> <p>【公益財団法人都市緑化機構】</p>	<p>企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であると認定する制度。「そだてる緑」「都市のオアシス」「つくる緑」の3つのカテゴリがある。公益財団法人都市緑化機構が運営。</p> <p>【対象】</p> <p>そだてる緑 : 事業者が所有する緑地（300㎡以上）の優良な保全・創出活動</p> <p>都市のオアシス : 快適で安全な都市緑地を提供する取組（敷地面積規模の大小は問わない）</p> <p>つくる緑 : 開発・建築に伴う優良な緑地環境計画（3,000㎡以上）</p> <p style="text-align: right;">出典：SEGESホームページ</p>
<p>自然共生サイト</p> <p>【環境省】</p>	<p>ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組。「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域が「OECD(保護地域以外で生物多様性保全に資する区域)」として国際データベースに登録される。</p> <p style="text-align: right;">出典：環境省ホームページ</p>

【参考】良質な緑の確保につながる各種認証制度（2）

制度 【運営主体】	概要
江戸のみどり登録緑地制度 【東京都】	<p>在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度。生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地は「優良緑地」として登録。</p> <p>【対象】 1,000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内の緑地</p> <p>出典：東京都ホームページ</p>
JHEP認証 【公益財団法人日本生態系協会】	<p>ハビタット（野生生物の生息環境）の保全・再生および改変を行う事業すべてを対象とした認証制度。</p> <p>生物多様性の保全への貢献度を、客観的・定量的に評価、認証し、可視化できる国内唯一の認証制度で、生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する。公益財団法人日本生態系協会が運営。</p> <p>出典：国土交通省「第1回民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会説明資料」</p>
ABINC認証事業所 【一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ】	<p>JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」の考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たす事業所を認証する制度。</p> <p>目的に応じて、次の2種類の部門がある。</p> <p>ABINC認証：生物多様性に配慮した施設や建物などを認証する制度 ABINC ADVANCE認証：生物多様性に配慮した広域かつ複合的なまちづくりを認証する制度</p> <p>出典：ABINCホームページ</p>
SITES認証 【Green Business Certification Inc.™ (GBCI®)】	<p>ランドスケープに特化したプロジェクト全体に関する認証。</p> <p>建物が無いプロジェクトでも評価対象になるため、公共公園、公開空地、商業地や住宅地などにデザインされる都市のオープンスペース、民有地緑化、屋上庭園、ストリート・スケープ（街路のデザイン）、大学キャンパス、美術館や病院に併設された緑化空間なども認証の対象となる。</p> <p>出典：国土交通省「第1回民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会説明資料」</p>

(2) 各施策と取組の方向性

1-3 魅力ある小さな緑の創出

課題

緑被地が少ない地域における樹木の育成、樹木1本といった小規模な緑化の促進

花いっぱいのもちづくり活動の継続実施

自宅での取組（ガーデニング等）、地域の緑化活動への参加を後押しする取組が必要

取組の方向性

①小さな緑の創出

【方向性】 住宅地、商業地の小さなスペースを活用した緑や花の創出を支援し、緑豊かな街並みの形成につなげていく。

- 【取組（案）】
- 民有地における小さな緑の創出支援
 - ・生垣造成、屋上緑化・壁面緑化への補助
 - ・（例）玄関先、店先などの小さなスペースを活用した緑化の普及
 - ・（例）小規模な宅地を対象とした緑化指導の創設
 - 花いっぱいのもちづくりの推進
 - ・駅前広場や沿道など、まちを緑と花で彩る「花いっぴいのもちづくり活動」の継続実施
 - ・立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンパス」の活用促進

②地域ぐるみの緑化の支援

【方向性】 地域住民が協力して緑化に取り組む活動を支援し、緑豊かな街並みを形成する。

- 【取組（案）】
- （例）緑地協定制度の活用
 - （例）地域ぐるみの緑化活動への支援

小規模な宅地の緑化に関連する資料

1 葛飾区の現状

(1) 民有地の緑

- ◇ 樹木の生長に伴う樹冠の拡大が緑被の増加に寄与していることが確認されており、宅地での樹木育成や1本でも多い植栽など、緑化の促進が重要
- ◇ 民有地の緑化推進のため、生垣造成、屋上緑化・壁面緑化に対する補助を実施



生垣造成例

出典：葛飾区HP 生垣造成の補助

(2) 花いっぱいのまちづくり活動

- ◇ 駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、町会や地域団体、商店会などが花壇づくりを実施（166か所・146団体（R7.1.1））



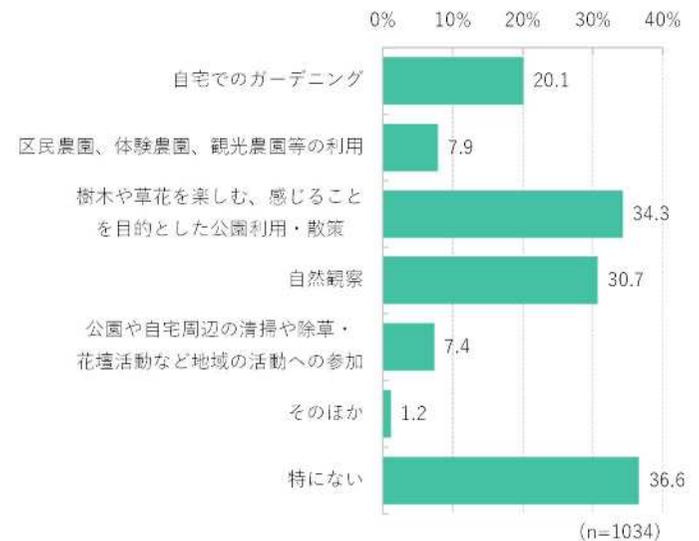
花いっぱいのまちづくり活動の様子

出典：葛飾区HP あなたも、かつしか花いっぱい活動に参加しませんか？

2 区民のニーズ（アンケート結果）

- ◇ 緑に関する活動として、自宅でのガーデニングには約2割が関心を示しているが、地域の活動（公園や自宅周辺の清掃や除草・花壇活動など）への参加への関心は1割以下。

今後（も）行いたい緑に関する活動（複数回答）



3 既存の主な取組

<民有地の緑化>

- ・ 生垣造成、屋上緑化・壁面緑化への補助を実施
- ・ 区民や事業者が屋上緑化を行う際に参考となる見本園を庁舎中庭機械棟屋上に設置
- ・ 緑化推進協力員を委嘱
- ・ グリーンバンク制度を継続実施

<花いっぱいのまちづくり活動>

- ・ 区、活動団体、事業者等で構成する「かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会」を設置し、緑と花のまちづくり活動の支援、情報発信を実施

【参考】玄関先、店先などの小さなスペースを活用した緑化の普及

【事例】世田谷区「ひとつぼみどりのすすめ」

◇ 1坪(約3.3㎡)程度の小さなみどりの空間を「ひとつぼみどり」と名づけ、「ひとつぼみどり」の楽しみ方と「ひとつぼみどり」をつくるための区の各種助成制度を紹介するリーフレット「世田谷ひとつぼみどりのススメ」を発行し、身近な場所でみどりを増やす活動を推進。



出典：世田谷区ホームページ

【参考】小規模な宅地を対象とした緑化指導の創設

◇ 杉並区、板橋区では、ほぼ全ての建築行為を緑化計画の対象とし、小規模な宅地における緑化を誘導。
◇ ただし、小規模な敷地に対しては、提出書類や適用する基準を簡素化している。

	緑化計画の対象	小規模な宅地への対応
杉並区	<ul style="list-style-type: none"> ○民間施設の確認申請を要する行為 (建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を受けて行うもの) ○公共施設の計画通知を要する行為 (建築基準法第18条第2項の通知を受けて行うもの) ○開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの) ○収容台数20台以上の駐車場の設置 	<p>(対象) 200㎡未満の新築など (手続き・基準の差異) 提出書類は緑化計画概要書・案内図、完了届(概要書と一体の書式)のみ 完了届提出後の現場確認は立ち合い不要</p>
板橋区	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋区内における以下の規模の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為 ・宅地造成規制法第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成 ・建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の確認を受けて行う建築行為、または第18条第2項の通知により行う建築物の建築 	<p>(対象) 事業面積350㎡未満の行為 (手続き・基準の差異) 提出書類が350㎡以上の事業より少ない 基準は地上部緑化面積のみ</p>

【参考】緑地協定制度の活用

制度名	概要	特別区における活用状況 (令和4年度末時点)
緑地協定制度 (都市緑地法 第45条・ 第54条)	<p>土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度</p> <p>協定には以下の2つの種類がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45条協定(全員協定) 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの ・54条協定(一人協定) 開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮 	<p>世田谷区 (14地区：うち45条11か所、54条3か所)</p> <p>杉並区 (1地区：54条)</p> <p>練馬区 (3地区：54条)</p>

出典：国交省「都市緑化データベース」に基づき作成

【参考】地域ぐるみの緑化活動への支援

【事例】一般財団法人世田谷トラストまちづくり 「3軒からはじまるガーデニング支援制度」

◇一般財団法人世田谷トラストまちづくりでは、ご近所同士で一緒に取り組むガーデニングの支援として、3軒以上のグループを対象に、ガーデニングアドバイザーの派遣、緑化資材購入費の一部助成等を実施。

支援内容

- 1 ガーデニングアドバイザーを派遣します**
5年間 9回 (17:20時-3時 / 土、日・3連休 1回/年)
グループの皆さんが目指すガーデニングプランの作成に必要なアドバイザーや植栽監行のご指導などにガーデニングアドバイザーを派遣して、地域のみどりあふれる街並みづくりのお手伝いをします。6年目以降に、この支援制度へのご協力をお願いの場合は、アドバイザー派遣をします。
- 2 緑化資材購入費の一部を助成します**
1軒あたりの助成額は5,000円
ガーデニングプランの実現に向けて、必要な資材購入費用のうち、一部を助成します。資材購入費用は、土壌改良用土剤や花壇形成材(レンガ等)などを指します。
- 3 区の緑化に関する助成制度への橋渡しをします**
世田谷区でも、「世田谷みどり33」の実現を目指して、緑化に関する各種助成制度を行っています。ガーデニングプラン作成の都に活用できそうな制度のご紹介やアドバイザー、担当部署への確認を行います。

支援内容

出典：一般財団法人世田谷トラストまちづく「3軒からはじまるガーデニング支援制度」紹介パンフレット

【事例】小平市「こだいらオープンガーデン」

◇オープンガーデンは、個人の庭を一般に公開する活動。

◇小平市では、こだいら観光まちづくり協会が「小平グリーンロード&オープンガーデンマップ」を作成し活動の紹介と普及を実施。



小平グリーンロード & オープンガーデンマップ

出典：小平市ホームページ

(2) 各施策と取組の方向性

1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全

課題

都市農地の減少を緩やかにとどめるため、幅広い取組（都市農地の保全、活用）が必要

生産緑地地区の買取請求への対応の根拠が必要

保全した樹木・樹林を維持していくため支援の充実が必要

取組の方向性

①都市農地の保全・活用

【方向性】 農地の保全・活用と、区民が農とふれあう環境づくりを通じて農のある風景を継承していく。

- 【取組（案）】
- 各種制度を活用した農地保全
 - ・生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定
 - ・生産緑地の貸借制度の運用による農地の活用
 - ・（例）農の風景育成地区制度の活用検討
 - 区民が農とふれあう環境づくり
 - ・区民農園、体験農園、ふれあいレクリエーション農園の運営・拡充
 - ・学校農園活動などを通じた農とふれあう体験づくり
 - ・（例）収穫体験と収穫物を使った料理や加工体験を組み合わせた体験プログラムの実施検討

②歴史ある樹木の保全

【方向性】 長い年月をかけ育まれ継承された、大木や寺社林・屋敷林などのまとまった緑について、各種制度を活用して保全を図るとともに、これらの緑の保全への地域住民の理解・機運を醸成する。

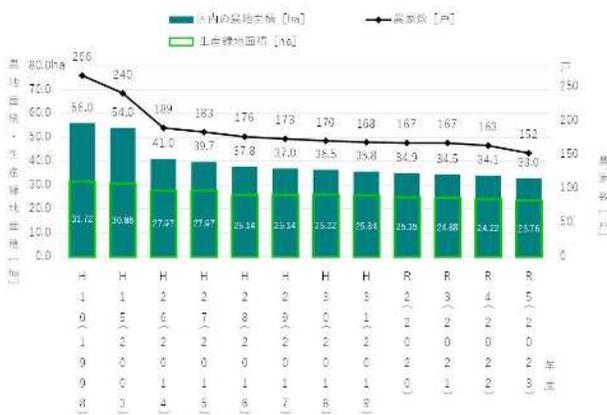
- 【取組（案）】
- 法や条例に基づく樹木・樹林の保全
 - ・保存樹木・樹林の指定と所有者への支援
 - ・（例）都市緑地法の諸制度の活用検討
 - 樹木・樹林の保全を支える機運の醸成
 - ・（例）落ち葉清掃ボランティアなど区民参加による保全の支援
 - ・（例）植栽の管理により生じた枝葉など資源の有効活用

都市農地、樹木・樹林の保全に関する資料

1 葛飾区の現状

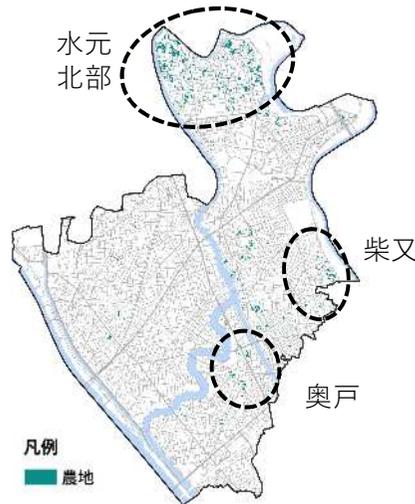
(1) 都市農地

- ◇ 昭和40年代以降、都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少
- ◇ 生産緑地地区は約24haで、現行計画策定時から約8ha(約25%)減少。内約20haは特定生産緑地に指定。



農地面積・農家数の推移

出典：葛飾区HP、葛飾区産業経済課資料を基に作成

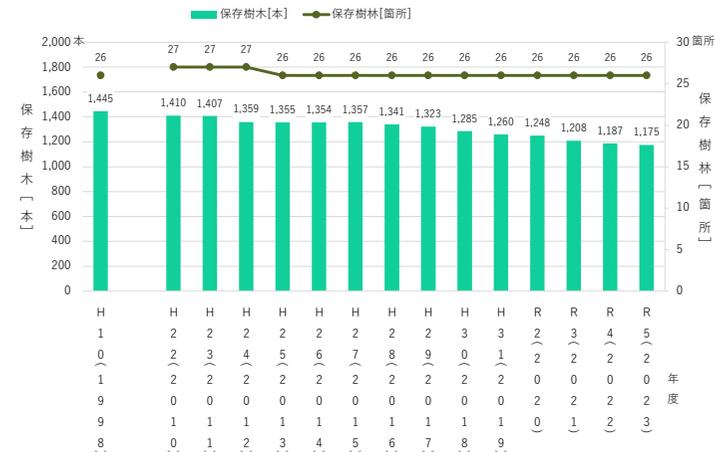


農地の分布

出典：葛飾区の土地利用を基に作成

(2) 保存樹木・保存樹林

- ◇ 区指定の保存樹木は1175本、保存樹林は26箇所、約3.5ha
- ◇ 現行計画策定時と比較し、保存樹木は270本(約19%)減、保存樹林は26箇所を維持、面積は0.5ha減



保存樹木数・保存樹林箇所数の推移

出典：葛飾区環境課資料を基に作成

2 区民のニーズ (アンケート結果)

- ◇ 水元地区では、農地が減少していると感じる割合が他地区より高い
- ◇ 緑について区に期待する取組として、「農地の有効活用」に23.6%が関心(特にないを除き、2番目に高い割合)

3 既存の主な取組

< 都市農地 >

- ・生産緑地制度・特定生産緑地制度の活用
- ・レクリエーションの場としての農地の利用(区民農園、体験農園、ふれあいレクリエーション農園)
- ・防災協力農地の確保、協定の締結

< 樹木・樹林の保全 >

- ・保存樹木・樹林の指定と維持費用の補助
- ・樹木医の派遣(樹木の保全支援事業)

【参考】農の風景育成地区制度

- ◇ 減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、東京都が平成23年に「農の風景育成地区制度」を創設。
- ◇ 農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用して、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成を図っている。

鹿骨地域農の風景育成地区
構想図



< 指定状況 >

- ・ 第一号 喜多見四・五丁目農の風景育成地区 (平成25年 5月17日指定)
- ・ 第二号 高松一・二・三丁目農の風景育成地区 (平成27年 6月 1日指定)
- ・ 第三号 荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区 (平成29年 3月31日指定)
- ・ 第四号 南大泉三・四丁目農の風景育成地区 (令和元年12月20日指定)
- ・ 第五号 深大寺・佐須地域農の風景育成地区 (令和 2年 7月30日指定)
- ・ 第六号 鹿骨地域農の風景育成地区 (令和 5年 4月 1日指定)
- ・ 第七号 下小山田・図師町農の風景育成地区 (令和 5年10月19日指定)

出典：東京都ホームページ

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html)

出典：東京都ホームページ (https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/topics/r05/pdf/035_02.pdf)

【参考】緑地保全に係る都市緑地法の諸制度

制度名	概要	特別区における活用状況 (令和4年度末時点)
特別緑地保全地区 (都市緑地法第20条)	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度	台東区 (1地区) 杉並区 (1地区) 大田区 (4地区) 板橋区 (2地区) 世田谷区 (6地区) 練馬区 (1地区) 渋谷区 (1地区) 足立区 (2地区)
地区計画等緑地保全条例制度 (都市緑地法第12条)	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度	適用例なし
管理協定 (都市緑地法第24条)	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度	適用例なし
市民緑地契約制度 (都市緑地法第55条)	地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設)を設置管理する制度	大田区 (1件:屋敷林) 世田谷区 (15件:屋敷林、雑木林、樹木畑等) 杉並区 (3件:屋敷林) 板橋区 (2件:雑木林) 練馬区 (34件:屋敷林、雑木林等)
みどり法人制度 (都市緑地法第69条)	特別緑地保全地区等において、土地所有者と地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)とが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度	千代田区 (2件:三菱地所(株)、住友商事(株)) 墨田区 (1件:特定非営利活動法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会) 世田谷区 (1件:(一財)世田谷トラストまちづくり) ※千代田区、墨田区は認定市民緑地を管理)

【参考】 落ち葉清掃ボランティアなど区民参加による保全の支援

【事例】 練馬区 落ち葉清掃ボランティア

- ◇ 落ち葉シーズンの11～12月に、民有の保護樹木・保護樹林地周辺で、ボランティアが中心となって落ち葉清掃を実施。



落ち葉掃き



保存樹林周辺の清掃

出典：練馬区ホームページ
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/kyodo/ochiba.html>)

【事例】 足立区の保存樹・樹林を守る会

- ◇ 区の「保存樹木・保存樹林」(足立区緑の保護育成条例に基づき指定)の所有者または管理者の有志が任意団体「足立区の保存樹・樹林を守る会」を設立し、相互の意見や保全技術の交換、他府県の巨樹探訪や地元の方々との交流により研修・研鑽に努めるなどの活動を実施。



区内の保存樹めぐり

出典：足立区の保存樹・樹林を守る会ホームページ (<https://a-jmamorukai.net/>)

【事例】 杉並区 落ち葉感謝祭 「目指せ一万人の落ち葉掃き」

- ◇ 様々な恩恵を与えてくれる樹木や、それを守っている樹木所有者に感謝の気持ちを込めて、落ち葉をゴミとせず、できるだけ自然の物質循環に戻す「みどりのリサイクル」の考えを広めるため、区民有志と協働して落ち葉掃きのイベントを毎年11月下旬から12月上旬に開催。
- ◇ 落ち葉感謝祭の前後1カ月を落ち葉感謝月間と定め、区民に落ち葉掃きを呼びかけ。



落ち葉掃き



井草森公園の落ち葉プール

出典：杉並区ホームページ
(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/kouen/1005023.html>)

方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

(1) 施策の考え方

方針2

地域の魅力を高める水辺づくり

区の特性の一つである河川・水辺を区民が親しめる空間とするとともに、区民、事業者、区が協働して活用を促進し、地域のにぎわいを創出する。また、貴重な自然環境として、生きものの生息・生育環境の維持・保全を図る。

現状・課題を踏まえ重視する視点 (関連事項抜粋)

- 健康増進や都市の快適性に繋がる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進
- 区の特性である水辺を安全に親しめる空間として活用
- 生物多様性の観点から重要な拠点である自然保護区域や自然再生区域などの水辺における継続的な取組

第1回策定委員会意見

- 水辺については区民の活動が十分に広がっていない状況。ワークショップ、社会実験を試行しながら取り組んでいく視点を計画に盛り込めるとよい。

施策

2-1 水辺に親しめる空間の充実

快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めるとともに、水辺空間を利活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組む。

2-2 水辺空間の活用

まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進する。

2-3 水辺の自然環境保全

自然保護区域や自然再生区域などの自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を行う。

(2) 各施策と取組の方向性

2-1 水辺に親しめる空間の充実

課題

水辺に親しめる空間の整備と活用促進

散策やジョギング、サイクリングなどの利用ニーズに応える水辺空間のネットワーク化、利用拠点の整備

取組の方向性

①河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

【方向性】 治水や河川環境との調和に配慮しながら、川沿いの散策路や親水テラスの整備により、快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進める。
水辺の利活用促進に向け、レクリエーション活動の拠点としての機能向上、快適性や利便性に資する施設等の充実を図る。

- 【取組（案）】
- 散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出
 - (例) 河川や水辺と一体的な空間となる公園等における**スポーツや釣りなどのレクリエーション活動の拠点機能の充実**
 - 堤防の施設改修に合わせた散策、休憩、サイクリング等の利用環境整備

(2) 各施策と取組の方向性

2-2 水辺空間の活用

課題

中川かわまちづくりを通じた、
水辺に親しめる空間の整備と活用促進

新たな利用ニーズの発掘、水辺
空間の利活用への区民参加につ
ながる利活用機会の創出

取組の方向性

①中川かわまちづくりの推進

【方向性】 水辺の回遊性向上につながる施設整備、産官学・官民連携による河川空間の活用を進める。

- 【取組（案）】
- 水辺の散策路等の整備
 - ・水辺の散策路の連続的な整備（国）
 - ・賑わい拠点における利用環境整備、河川空間までの動線整備
 - 河川空間を生かした賑わい創出
 - ・河川空間でのオープンカフェの設置や水上イベントの実施
 - ・河川環境美化（花いっぱい運動、クリーン作戦など）活動の推進

②水辺空間の活用

【方向性】 人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進するため、利用ニーズや担い手の発掘につながる取組の試行、活動の支援を進める。

- 【取組（案）】
- （例）水辺空間・船着場の実験的活用の推進
 - （例）水辺空間・船着場を活用する活動の支援

水辺に親しめる空間の充実、水辺空間の活用に関する資料

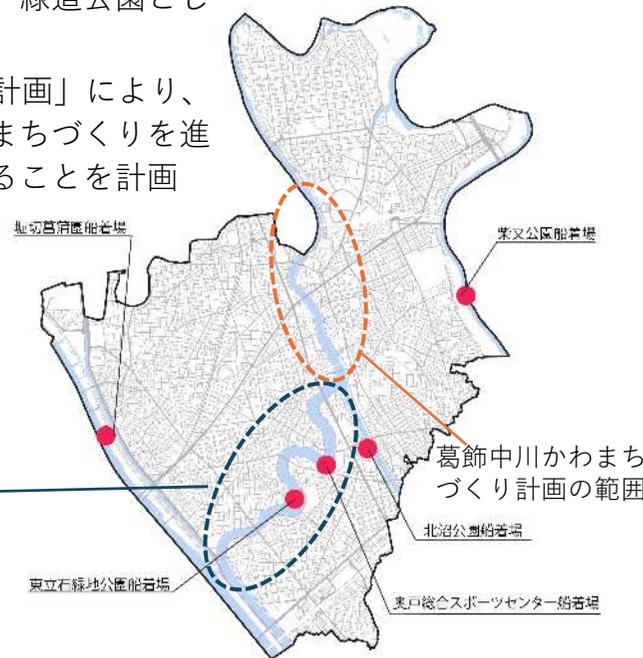
1 葛飾区の現状

- ◇ 区内には、5箇所の船着場が整備
- ◇ 中川七曲りの両岸では、テラス整備とテラスへの照明設置などを行い、緑道公園として開放
- ◇ 「葛飾中川かわまちづくり計画」により、まちと川が一体的となったまちづくりを進め、回遊性の向上につなげることを計画



中川親水テラスの整備状況

出典：葛飾区都市計画マスタープラン



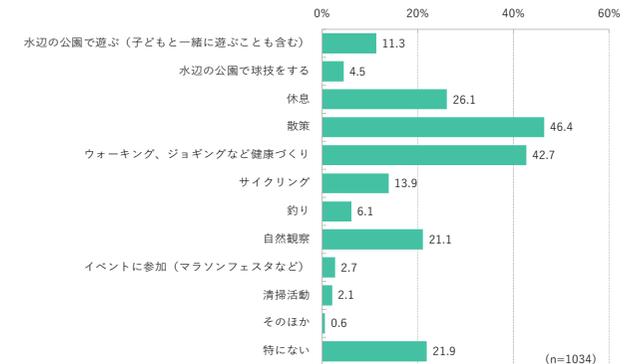
船着場の位置と葛飾中川かわまちづくり計画の範囲

葛飾区公園課資料ほかを基に作成

2 区民のニーズ（アンケート結果）

- ◇ 大人の水辺の利用方法、今後（も）行いたい利用方法は、「散策」「ウォーキング、ジョギングなどの健康づくり」「休息」など
- ◇ 小・中学生は、散歩のほか、サイクリング、スポーツ、軽い運動といった動的な利用が多く、今後やってみたいことはこれらに加え、釣り、ピクニックへの関心も高い
- ◇ 区役所に期待する取組として最も多い回答は、「水辺に近づきやすくなるよう、施設の整備や改修を行う」（31.6%）

今後（も）行いたい水辺の利用方法（複数回答）



3 既存の主な取組

- ・ 中川護岸耐震補強工事に合わせた親水テラス整備（中川下流部（高砂橋下流：都管理区間））
- ・ 河川沿いの公園整備、再整備等を通じた水と緑に親しめる空間整備の整備（現在実施中：曳舟川親水公園の改修、西井堀せせらぎパークの改修）
- ・ 「葛飾中川かわまちづくり計画」に基づく、水辺の散策路の連続的な整備やイベント等

【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（1）

【事例】盛岡地区かわまちづくり

◇ 盛岡市では、更なる観光客数の増加を目指し、まちづくりと一体となった水辺利用を推進するため（平成29年3月に変更）に「盛岡地区かわまちづくり計画」を登録。

◇ 地域のまちづくりの取組と連携し、まちづくりと一体となった管理用階段・通路等の水辺整備やJR盛岡駅に隣接する木伏緑地（きっぷしりょくち）の改修等により、賑わいのある水辺空間を創出するとともに地域の観光振興を図る。

◇ 木伏緑地については、Park-PFIにより、民間事業者と連携して再整備を実施。

◇ 河川敷を利用した様々なイベントを実施し、オープン化に向けた社会実験に取り組んでいる。



木伏緑地と河川空間を活用した催しの様子



社会実験の実施例
アウトドアサウナと舟運



社会実験の実施例
木伏緑地での映画上映会



社会実験の実施例
河川敷キャンプ実験

出典：盛岡地区かわまちづくり

【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（2）

【事例】墨田区「北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業」

- ◇ 墨田区では、北十間川西側区間（枕橋から東武橋付近まで）において、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた東京スカイツリー・浅草間の賑わい創出と観光回遊性向上を目的に、水辺を中心とした鉄道高架下、北側区道、隅田公園（南側の一部）の一体的な整備及びまちづくりを実施。
- ◇ 平成30年度には、整備した公共空間が一体的に活用されることにより賑わいが持続・向上していくことを目指して、地元住民、北十間川周辺に関わる区内団体・個人、民間企業等、様々な立場の人々を交えて議論を行い、「北十間川周辺の公共空間の活用方針」を作成。



北十間川



北十間川周辺の公共空間の活用方針

【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（3）

【事例】品川区における船着場の活用

- ◇ 船着場は防災機能としての役割だけではなく、舟運や水辺のにぎわい拠点となる場所であるとし、区ホームページにおいて船着場の設置箇所、形状、利用時間、利用条件、管理要綱などの情報を公開して管理・活用を進めている。
- ◇ 令和2年5月に策定された「品川区水辺利活用ビジョン」では、「水辺利活用のための取り組み」の1つに、「舟運活性化に向けた仕組みづくり」を位置付け、船着場の活用に向けたルール等の周知・徹底を進めている。

2. 舟運活性化に向けた仕組みづくり

船着場や水辺利用の活用に向けたルール等の周知・徹底に取り組むことで、誰もが気持ちよく使いやすい施設・水辺となり、多くの人に水辺の魅力が伝わり、舟運の活性化につなげます。

取り組み①

船着場の活用に向けたルール等の周知・徹底

地域住民や区外からの来訪者まで誰もが気持ちよく使いやすい施設となるよう、区有船着場を含めた区内の船着場や動力船・非動力

船における水辺利用のルールやマナーを周知・徹底し、多くの人に快適に水辺に触れ合ってもらい、魅力の向上につなげます。



船着場の利用について

船着場を利用できる船舶は以下のとおりです。（東品川海上公園船着場を除く）

1. 地域振興に資するイベント、レクリエーション等を実施する船舶
2. 学校教育その他学術研究を目的とする船舶
3. 舟運事業の用に供する船舶
4. 災害その他事故対応のために使用する船舶
5. 船名等に掲げるもののほか、区長が特に認める用途で使用する船舶

上記によらない船舶および個人の利用はできません。
 ※品川天王洲船着場は、上記4および5のみ利用可能です。
 ※東品川二丁目船着場は、上記3の船種のうち、東品川二丁目防災機構平常時利用要綱に規定されている船舶のみ利用可能です。

利用にあたっては、事前に利用登録や利用申請が必要となります。詳しくはお問合せください。

	名称	河川・運河	利用時間	管理要綱
1	しながわ水族館船着場	鵜島南運河	午前9時から午後8時	品川区しながわ水族館船着場管理運営要綱 (.pdf, 492.3KB)
2	東海橋船着場	目黒川	午前9時から午後10時 午前6時から日没（非動力船）	品川区目黒川船着場管理運営要綱 (.pdf, 497.8KB)
3	品川天王洲船着場	天王洲運河	午前9時から午後8時30分	品川区船着場係留枠の利用および管理に関する要綱 (.pdf, 50.3KB)
4	五反田ふれあい水辺広場船着場	目黒川	午前9時から午後10時 午前6時から日没（非動力）	品川区目黒川船着場管理運営要綱 (.pdf, 497.8KB)
5	東品川二丁目船着場	京浜運河	午前9時から午後10時	東品川二丁目防災機構平常時利用要綱 (.pdf, 208.6KB)
6	五反田船着場	目黒川	午前9時から午後10時 午前6時から日没（非動力船）	品川区目黒川船着場管理運営要綱 (.pdf, 497.8KB)
7	東品川海上公園船着場	天王洲運河	【空欄】	【空欄】

しながわ水族館船着場

東海橋船着場

品川天王洲船着場

五反田ふれあい水辺広場船着場

東品川二丁目船着場

五反田船着場

品川区ホームページにおける船着場に関する情報提供

出典：品川区ホームページ

「品川区水辺利活用ビジョン」における船着場に関する取組

出典：品川区水辺利活用ビジョン

(2) 各施策と取組の方向性

2-3 水辺の自然環境保全

課題

自然保護区域、自然再生区域をはじめとする、生物生息・生育環境となる水辺の自然環境の保全、適切な管理を通じた、地域の生物多様性確保への貢献

取組の方向性

①生物の生息・生育環境の保全

【方向性】 生物の生息・生育の拠点となっている水辺空間の保全、水環境の改善を進める。

- 【取組（案）】
- 自然保護区域、自然再生区域の保全
 - 水元小合溜の生態系の回復と良好な水環境の改善
 - 大場川（自然保護区域）の堤防強化、及び生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全

水辺の自然環境保全に関連する資料

1 葛飾区の現状

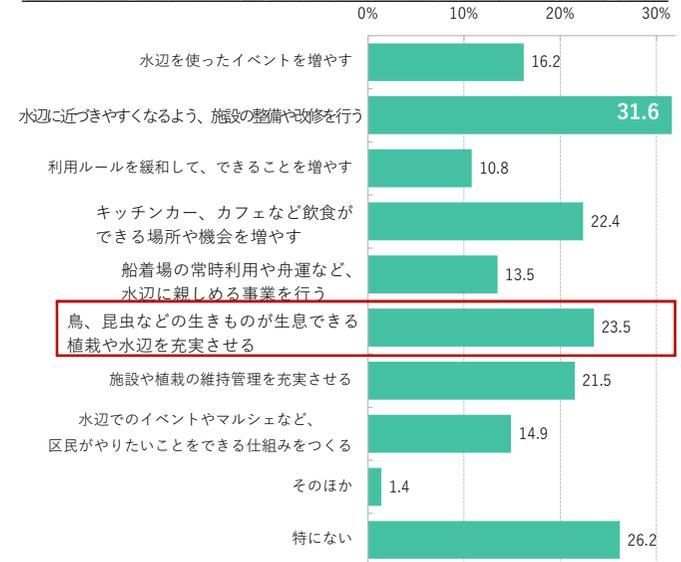
◇ 「自然保護区域」（2か所）、「自然再生区域」（6か所）を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全



2 区民のニーズ（アンケート結果）

◇ 水辺について区役所に期待する取組として「鳥、昆虫などの生きものが生息できる植栽や水辺の充実」を23.5%が選択（特にないを除き、2番目に高い割合）

区内の水辺に関して区役所に期待する取組（3つまで選択）



3 既存の主な取組

- ・ 自然保護区域および自然再生区域の指定、管理
- ・ 自然観察ができる公園として荒川水辺公園、西水元水辺の公園を整備
- ・ 区内で見られる在来種の保護
- ・ 特定外来生物の対応・駆除
- ・ 生きものの生息・生育に関する情報収集、整理・分析・公表および収集した情報を活用した普及啓発
- ・ 区の自然環境を守り、育てる担い手の育成

検討スケジュール

【主な議題】

